



☆妊娠したら.....

☆母子健康手帳交付【要予約】 * 交付場所：役場本庁
妊娠がわかったらまず母子健康手帳交付に行きましょう。



☆妊婦のための支援給付の申請【妊娠支援給付金1回目】

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしていただくために、妊婦さんへの支援給付を行っています。母子手帳交付の際に申請していただくことで一律5万円の給付が受けられます。

☆妊婦等包括相談支援事業 ①妊娠期

全ての妊婦・子育て世代の方々が安心して出産・子育てできるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

☆妊婦健診

お腹の赤ちゃんとお母さんの健康を医師や助産師が定期的に見守り応援します。



パパの妊婦体験

☆妊婦(パートナー)歯科健診

安定期になったら歯科健診に行きお口の中の健康状態を見てもらいましょう。母子健康手帳交付時に妊婦さんとそのパートナーに受診券を発行します。



☆ハローベビー(産前教室)

妊娠期を健康に過ごし、安心して育児に取り組めるように助産師が講話等を行います。また仲間作りの場としてご利用下さい。

☆妊婦訪問

希望するご家庭へ助産師・保健師が訪問します。なんでもご相談ください。

☆妊婦等包括相談支援事業 ②妊娠期

妊娠しているこどもの数の届出【妊娠支援給付金2回目】

助産師が電話でご都合を伺い、妊娠 32 週頃ご自宅に訪問します。その際、フォトフレームのプレゼントがあります。妊婦訪問に合わせて、2回目の面談を行います。出産のこと、出産前後の過ごし方やサービスについて案内します。また、出産後に給付される「妊娠している子どもの人数×5万円」についての申請を受け付けます。

♡赤ちゃんが生まれてから.....

♡産婦健診（母子健康手帳交付時に受診券交付）

産後の体調や心の変化を確認するために産後2週間と産後1か月頃の計2回産科医療機関で健診が受けられます。

♡1か月児健康診査

生後27日～2か月までに医療機関を受診した際の費用助成を受けることができます。（島外の医療機関での受診も費用助成の対象となりますが、手続きをしていただき、払い戻しとなります。）

♡新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）

赤ちゃんが生まれたら、電話でご都合を伺い、助産師・保健師がご自宅を訪問します。何でも相談できます。



♡妊婦等包括相談支援事業 ③出産後

新生児訪問(乳児家庭全戸訪問)に合わせて、3回目の面談を行います。出産後の過ごし方や子育てに関するサービスについて案内します。

♡子育て世帯訪問支援事業【要申請】

18歳までのお子さんがいる世帯で、家庭での悩みや不安を伺い、家事・子育て等の支援をします。（1時間あたり330円です）

♡産後ケア事業(乳房ケア)【要申請】

産後安心して過ごすことができるように助産師がご自宅に訪問して乳房マッサージや育児、沐浴、心の健康等のアドバイス等を行い育児をサポートします。（利用料 500 円）

♡産後ケア事業(宿泊型・日帰り型)【要申請】

産後の体調がすぐれない方や産後の支援が得られない方に赤ちゃんと一緒に助産院を宿泊や日帰りで利用できます。

♡産後ケア事業(集団型)【要申請】 *産後サロン「もぐ♥はぐ」

助産師や栄養士によるベビーマッサージや離乳食教室を行います。また仲間作りの場としてご利用下さい。（利用料 250 円）



♡産後ケア推進事業【要申請】

町の産後ケア事業を利用された方を対象に、産後ケアの利用料を初回から5回目まで無償化します。（申請期限は利用日から3か月以内です）

○あそびの場○ *利用日・利用時間等の詳細は子育てアプリで配信します。

♪子育て支援センター「ほかほかの木」

おもに0歳～就学前までのお子さんがある家庭の子育て支援の場として、専任のスタッフを配置し、子育て支援を推進するための総合的な拠点施設です。親子で好きな遊びを楽しむことができます。仲間づくりや子育ての情報交換、子育て相談などができます。



♪子育てサロン「どんぐりこころ」

母子保健推進員（町の委嘱を受け、地域で子育てを応援してくれる方）さんの自主活動で、乳幼児を対象に月1回にぎやかに開催しています。



♪子育てサロン「子どもの遊び場」(保健センター開放)

母子保健推進員さんの自主活動で、未就学児を対象に月1・2回、尾之間と宮之浦の保健センターを開放しています。



○健診や相談○

♪ゆる〜りサロン

2か月を迎えた赤ちゃんとお母さんの交流の場です。育児相談や身体計測、ふれあい遊びの紹介等を行います。対象者には通知が届きます。



♪乳幼児健診

お子さんの成長や発達を見守る健診です。育児や日頃の悩みなど相談できます。町では1か月、4か月、9か月～11か月、1歳半、3歳半、5歳児(R6年度開始)にご案内しています。対象者には通知が届きます。1ヶ月健診は産婦健診と併せて医療機関で受けます。



♪予防接種

生後2か月から定期予防接種が始まります。対象者には通知が届きます。屋久島町ではBCG予防接種は9か月～11か月児健診の際に実施しています。

♪すまいる歯科健診

歯の健康を守るため、個別歯科健診を受けましょう。対象児には通知を送ります。
①1歳 ②2歳～2歳半 ③2歳半～3歳 ④3歳 ⑤4歳 ⑥5歳



♪発達相談会【要予約】

お子さんの発育・発達に関わる悩みをお持ちの保護者とそのお子さんを対象とした発達専門の小児科医、言語聴覚士、心理判定員、作業療法士、理学療法士等の複数の専門家による個別相談会です。利用希望の方は福祉支援課にご連絡下さい。



子どもたちの遊びの様子をみながら個別で相談します

♪ルピナス相談室【要予約】(無料カウンセリング)

公認心理師によるカウンセリングを行います。親子（家族）関係、子育て等の悩みがある方はお気軽にご利用下さい。日程等や利用希望の方は福祉支援課へご連絡下さい。



♪小児科医に相談！すくすく相談会（町総合センター（安房））【事前予約制】

お母さんやお父さんが、子育てのちょっとした不安や心配事について、小児科医をしている先生に気軽に相談が出来ます。（※医師の診察ではありません。）

○子育て講座○

♪子育て講座

子育て支援センター「ほかほかの木」で、親子で参加できる様々な内容の講座を月に1～2回開催しています。詳細はやくしま子育てアプリ（母子モ）をご確認ください。



（やくしま子育てアプリ）

○必要なときに使える事業○

☆初回産科受診料助成事業

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦に対して初回産科受診料補助や継続的な支援を行います。

☆多胎妊婦の妊婦健診支援事業

多胎妊婦さんへの経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診14回分に加えて5回分を上限に助成をします。

☆産前産後宅配弁当事業

R7.4.1以降に母子手帳の交付を受けた方に、町が契約している事業者の宅配弁当を購入する際の費用を助成する補助券（一人20枚）を交付します。

☆妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業及び妊婦健診交通費助成事業

自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設が遠方(概ね60分以上の移動が必要)にある妊婦に対して、移動にかかる交通費および宿泊費の助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。(妊婦健診は交通費のみ助成)それぞれ、助成の条件がありますので、詳細については福祉支援課にお問い合わせください。

☆不妊治療旅費助成事業

不妊治療に係る通院や滞在費等に係る旅費の一部を助成します。

☆未熟児養育医療給付事業

出生後に、特に医師が指定医療機関で入院養育が必要と認めた児に対して医療給付を行います。

☆子ども通院費等助成事業

令和6年7月1日診療分より、島外での受診が必要な場合、受診に必要な通院費等を助成します。